

事 務 連 絡
平成25年5月10日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長

鳥インフルエンザA（H7N9）における検疫対応について

鳥インフルエンザA（H7N9）の対応については、「鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）における検疫対応について」（平成18年10月17日付け健感発第1017001号健康局結核感染症課長通知）により実施しているところです。

要観察例の診察時には、調査票により、滞在歴等の把握をお願いしていますが、感染が確認された場合には、都道府県等に患者や濃厚接触者（渡航中に患者と行動をともにした同室宿泊者及び家族）に関する情報を提供する可能性があることから、併せて下記事項について、聞取りをお願いします。

記

1. 検査を実施した者の入国後の自宅又は滞在先への移動手段。
2. 検査を実施した者の基礎疾患の有無。有りの場合は、その疾病名。なお、基礎疾患については、「鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（平成25年5月6日版）の別添1を参照願います。
3. 濃厚接触者の有無。有りの場合は、当該者の氏名、住所及び電話番号。